

歳末たすけあい配分事業のご案内

この事業は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう援助を行うものです。

援護金配分事業

左記の対象世帯に、援護金をお配りします。援護金は、銀行口座への振込みになります。

対象

- 1 次の基準のすべてに該当する世帯
 - ①越谷市に住民登録し、在住していること。
 - ②施設に入所中または入院している方は対象外です。

- ②市・県民税非課税世帯（ただし、生活保護世帯を除く）

＊生計を同じくする同居世帯は、住民票上別世帯となっている場合でも、同一世帯とします。

- 2 歳末たすけあい検討委員会において、特に援助が必要と認められる世帯（事故・病気・失業などの具体的理由により、今年生活困窮となった世帯）

援護金の額

委員会が決定した額
(例)1人世帯の場合、25,000円～30,000円
＊世帯の人数等によって金額が異なります。

申込み

申請用紙等を担当の民生委員・児童委員または生活支援課窓口で受け取り、必要事項をご記入のうえ、11月17日(月)まで

でに担当の民生委員・児童委員に提出してください。

申請書類

- ①歳末たすけあい援護金等申請書（援護金・ランドセル配分用）

- ②令和7年度市・県民税非課税証明書（世帯全員）

＊令和7年1月1日現在で越谷市に住民登録がない方については、その時点において住民登録があった市区町村で市・県民税非課税証明書を取得してください。

＊申請者本人の取得が難しい場合は、必ず本人に委任状を記入していただき、市役所等で税証明交付請求書と併せての申請となります。請求時は、代理人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）が必要です。

- ③振込口座のコピー（口座名義人、銀行名、支店名、口座番号が確認できるもの）

＊事故、病気、失業などの具体的理由により、今年生活困窮となった世帯は、収入月額の証明となる給与明細のコピー等を添付してください。

配付方法

本人からの申請に基づいて該当者を決定し、12月中旬ごろに担当の民生委員・児童委員を通じて援護金振込通知をお届けします。通知記載の予定日に、指定の口座へ援護金が振り込まれます。



ランドセル配分事業

対象

援護金等配分事業の該当となった世帯の中で、令和8年4月に小学校に新入学する児童

申込み

歳末たすけあい援護金等申請書に、7種類のランドセルのうち、ご希望のものを記載し、担当民生委員・児童委員に提出してください。

＊ランドセルのサンプルは、生活支援課にて展示しています。

配付方法

生活支援課窓口にて直接お渡しします。

問合せ 生活支援課 ☎(966)2251



年末年始休業のお知らせ
(〇印…業務を行っている日)

	12月28日(日)	年末年始	1月4日(日)	1月5日(月)
事務局(中央市民会館)*	休	(12月29日(月)から1月3日(土)はお休みです。 訪問介護事業は通常通りサービス提供いたします。)	休	〇
けやき荘	休		〇	〇
くすのき荘	〇		休	〇
ゆりのき荘	〇		〇	休
ひのき荘	〇		〇	〇
市民プール	〇		〇	休
こばと館	〇		〇	休
障害福祉サービス事業所「しらこばと」	休		休	〇
障害者相談支援センター「しらこばと」	〇		〇	〇
手話通訳者・要約筆記者派遣事務所	休		休	休
子育てサロン	〇		〇	休
「ふらっと」がもう	〇		〇	〇
「ふらっと」おおぶくろ	休		休	〇
ファミリー・サポート・センター	休		休	〇
介護支援事業	休		休	〇
訪問介護事業	〇		〇	〇

＊企画管理課・地域福祉課(共同募金会越谷市支会)・ボランティア相談コーナー・生活支援課(地域包括支援センター、成年後見センター)

“あったらいいな”を考える!

Vol.3 新方地区

地域支え合い会議レポート

越谷市では、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「生活支援体制整備事業」を実施し、その一環として、「地域支え合い会議」が開催され、日常のちょっとした困りごとについて話し合っています。

そんな地域支え合い会議の取組みを地区ごとにご紹介します!

新方地区では「スマホを活用した買い物支援」をテーマに地域支え合い会議を開催しています。

これまでスマホをテーマとした交流の場として「スマホ交流会」を実施してきました。地域の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、近くにスーパーがなくても「買い物」ができる、そんなスマホの活用を目指しています。スマホに限らず、買い物に不便を感じている方のためにできる取組みを今後新方地区では話し合っていきます。

一緒に買い物支援について考えてみませんか。



事業の詳細、各地区のニュースレターは右記二次元コードから。



問合せ 地域福祉課地域福祉担当 ☎(966)3411

第4次越谷市地域福祉活動計画(素案)へのご意見を募集します

当協議会では、関係機関・団体と連携して地域福祉活動を展開していますが、今後、更なる地域福祉を推進するため、令和8年度(2026年度)を初年度とする「第4次越谷市地域福祉活動計画」の策定に取り組んでいます。このたび、同計画の(素案)がまとまりましたので、皆様のご意見、ご提案を募集します。

募集期間 令和7年11月5日(水)から12月5日(金)

閲覧場所 当協議会事務局(中央市民会館2階)、各地区センター、老人福祉センター(けやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘、ひのき荘)、「ふらっと」(がもう、おおぶくろ)、子育てサロン(新越谷ヴァリエ)、障害者福祉センターこばと館、障害者就労訓練施設しらこばとで閲覧できます。

提出方法

意見用紙を上記の閲覧場所に設置する意見箱に投函してください。(下記問合せ先に郵送またはファクス、メールでも受け付けます)素案の閲覧と意見用紙の配布は閲覧場所で行うほか、当協議会ホームページから印刷できます。また、二次元コードからも提出できます。

その他

ご意見への回答は個別に行いません。意見募集の結果については、当協議会ホームページ等で公表します。

越谷市社会福祉協議会HP



提出用二次元コード



問合せ・送り先 〒343-0813 越ヶ谷四丁目1番1号 越谷市社会福祉協議会企画管理課(中央市民会館2階) ☎(966)3411 FAX(966)7195 ✉kikaku@koshigaya-syakyo.com